

平成30年度第10回
北海道環境影響評価審議会

議 事 録

日 時：平成31年2月20日（水）午後1時30分開会
場 所：北海道第二水産ビル 3階 3S会議室

1. 開 会

○事務局（武田主幹） 定刻になりましたので、ただいまより平成30年度第10回北海道環境影響評価審議会を開会いたします。

皆様、お忙しいところをご出席いただき、ありがとうございます。

本日は、委員総数15名中、現在8名の委員の方にご出席いただいておりますことをご報告いたします。

2. 挨拶

○事務局（武田主幹） それでは、会議に先立ち、環境計画担当課長の竹澤よりご挨拶を申し上げます。

○竹澤環境計画担当課長 環境計画担当課長の竹澤でございます。

平成30年度第10回北海道環境影響評価審議会の開催に当たりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中をご出席いただき、まことにありがとうございます。

前回の審議会におきまして、宗谷岬風力発電事業更新計画の配慮書と北海道（道南地区）ウィンドファーム島牧の配慮書の2件について答申案のご審議をいただいたところでございますけれども、審議会の後、一部文言の調整等を行った上で1月29日付けで答申をいただき、その答申の内容に沿い、翌日付けで知事意見を述べました。

委員の皆様には、これまで大変熱心にご審議いただきましたことに改めて感謝を申し上げます。

さて、本日の議題についてですが、配慮書1件、方法書2件、準備書2件の計5件を予定しております。このうち、新さらきとまない風力発電事業の方法書と留寿都風力発電事業の準備書につきまして、本日答申案のご審議をいただきたいと思いますと考えております。また、ほかの案件のうち、議事（1）と（3）の二つの案件につきましては、本日が1回目の審議になっております。

本日も盛りだくさんの内容で、長時間の会議となり、恐縮でございますけれども、委員の皆様には引き続き慎重なご審議をいただきますようよろしくお願い申し上げます、簡単ですが、挨拶とさせていただきます。

◎連絡事項

○事務局（武田主幹） 私は、本日の進行を務めさせていただきます武田です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元にお配りした資料の確認をいたします。

資料は、会議次第、委員名簿、配席図のほか、資料1-1及び資料1-2、資料2-1から資料2-5、資料3-1及び資料3-2、資料4-1から資料4-4です。

配付漏れ等がございましたら事務局にお申しつけください。

続きまして、本日の審議会の流れをご説明いたします。

本日の議事は、5件です。

議事（1）は、1回目の審議となる幌延風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書についてです。事務局からの事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、25分程度を予定しています。

議事（2）は、3回目の審議となる（仮称）新さらきとまない風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの方法書についての意見の概要等、2次質問とその事業者回答の報告、関係市長の意見、答申文（案）たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、45分程度を予定しています。

議事（3）は、1回目の審議となる（仮称）えりも風力発電事業環境影響評価方法書についてです。事務局からの事業概要の説明、皆様の審議の時間を合わせ、20分程度を予定しています。

なお、本議事につきましては、必要に応じ、最後に非公開での審議の場を設ける場合があります。その際は、傍聴者及び報道関係の方には一旦ご退室いただきますので、ご協力のほど、お願いいたします。

議事（4）は、2回目の審議となる（仮称）江差風力発電事業環境影響評価準備書です。事務局からの1次質問とその事業者回答の報告、皆様の審議の時間を合わせ、25分程度を予定しています。

最後の議事（5）は、4回目の審議となる（仮称）留寿都風力発電事業環境影響評価準備書についてです。事務局からの3次質問とその事業者回答の報告、関係市町村長の意見、答申文（案）たたき台の説明、皆様の審議の時間を合わせ、55分程度を予定しています。

それでは、これより議事に移ります。

これからの議事進行は池田会長にお願いいたします。

3. 議 事

○池田会長 本日もよろしくお願いたします。

議事に入る前に、北海道環境影響評価審議会運営要綱第4条に基づきまして、本日の議事録に署名する2名の委員を指名させていただきます。

本日は、河野委員と玉田委員を指名いたしますので、よろしくお願いたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議事（1）は、本日1回目の審議となります幌延風力発電事業更新計画計画段階環境配慮書についてです。

事務局から、事業概要の説明、1次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（佐藤専門主任） 本配慮書につきましては、1月18日付で受理し、本審議会には1月21日付で諮問させていただいております。

なお、知事意見は事業者から4月8日を期限として求められております。

縦覧期間は1月21日から2月20日で、一般意見も同じ期間で募集しております。本配慮書につきましては初めての審議となりますので、今回は図書により配慮書の概要を説明した後、事務局から行いました1次質問及び事業者回答についてご説明いたします。

では、図書により事業の内容を説明いたします。

まず、1ページをごらんください。

事業者は、幌延風力発電株式会社です。

2ページをごらんください。

事業名は幌延風力発電事業更新計画で、幌延町浜里において現在稼働しているオトンルイ風力発電所のリプレース事業になります。

事業実施想定区域は、幌延町の西側、日本海側の約70ヘクタール、関係地域は事業実施想定区域のある幌延町、周辺の豊富町、天塩町になります。

13ページをごらんください。

既設の風力発電所ですが、750キロワットの風力発電機が28基あり、総出力は2万1,000キロワットです。これについて、出力2万1,000キロワットは変更せず、2,000キロワットから4,000キロワット級の大型の風力発電機を6基から11基で置きかえる計画となっております。

8ページ、9ページをごらんください。

事業実施想定区域ですが、8ページの図2.2-2にあるように、利尻礼文サロベツ国立公園にかからず、9ページの図のとおり、保安林、鳥獣保護区、農用地区域は含まれない設定となっております。

10ページをごらんください。

ここでは、環境影響を受けやすい地域等の状況として、事業実施想定区域の一部に自然林が分布していること、また、最寄りの住居まで約3.9キロメートル離れていることを確認しています。

18ページ、19ページをごらんください。

こちらでは複数案の設定を行っています。本配慮書では、既設風力発電所と同じ区域での更新を計画していることなどから、位置、規模の複数案の設定はしていません。また、配置、構造に関する複数案として、19ページに示しますA案、B案、C案の3案を設定しています。A案、B案、C案では、それぞれ2,000キロワット級11基、3,000キロワット級7基、4,000キロワット級6基の風力発電機の設置を想定し、基数や大きさなどによる環境影響の程度の比較を行うこととしています。

20ページ、21ページをごらんください。

事業実施想定区域の周辺には既設風力発電所及び風力発電計画が多数存在しています。

22ページをごらんください。

事業実施想定区域には、準備書手続が終了した（仮称）浜里風力発電事業、配慮書手続

が終了した（仮称）幌延町・天塩町における風力発電事業が隣接しております。

事業の内容につきましては以上となります。

続きまして、事業実施想定区域及びその周囲の概況について説明いたします。

48ページをごらんください。

動物の重要な生息地について示しておりますが、事業実施想定区域はKBAにかかっているほか、周辺にIBAや鳥獣保護区等が存在しています。

55ページをごらんください。

環境省のEADASのセンシティブティーマップを示しておりますが、事業実施想定区域は注意喚起レベルA3となっておりますが、その北側のサロベツ湿原ではレベルA1のメッシュとなっております、これらと隣接する形となっております。

57ページをごらんください。

既設風力発電所においては、2006年及び2008年にバードストライクによるものと推察されるオジロワシの亜成鳥、幼鳥の死体が確認されております。

続きまして、植物に移ります。

62ページをごらんください。

現存植生図では、路傍、空き地、雑草群落となっておりますが、自然度9に該当する海岸風衝型のミズナラ群落が一部分布しております。

続きまして、景観についてです。

83ページをごらんください。

事業実施想定区域の周辺には景観資源としての利尻山、日本海やサロベツ湿原、パンケ沼など、湖沼を望む眺望点が多数存在しております。

事業実施想定区域及びその周囲の概況の説明は以上となります。

続きまして、計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果について説明いたします。

148ページをごらんください。

計画段階配慮事項の選定を行っておりますが、工事の実施による影響については、現時点では工事計画が未定であり、工事による影響の把握が困難であることから選定せず、土地または工作物の存在及び供用についてのみ選定しております。

150ページをごらんください。

調査、予測及び評価の手法についてまとめています。それぞれ選定した項目について、調査及び予測結果に基づき複数案ごとの環境影響の重大性の程度を比較することによる評価を行うこととしております。

これより評価結果を中心に結果の概要を説明いたします。

騒音及び超低周波音については152ページ、153ページをごらんください。

評価として複数案ごとの環境影響の重大性の程度を比較しております。事業実施想定区域の端部から最も近い特に配慮が必要な施設の天塩高等学校までは約7.5キロメートル、

住宅までは約3.9キロメートル離れており、A案、B案、C案いずれの案においても重大な影響が生じる可能性は小さいと評価しております。

158ページ、159ページをごらんください。

風車の影についてですが、騒音及び超低周波音と同様に、環境保全について特に配慮が必要な施設及び住居まで十分な離隔距離があるとして、A案、B案、C案いずれの案においても重大な影響が生じる可能性は小さいとしております。

続きまして、動物についてです。

184ページをごらんください。

事業実施想定区域内に分布する草地、灌木、低木を利用する種の現地での利用状況によっては事業による影響を受ける可能性があるとして評価しております。また、移動経路の阻害や風力発電機との衝突については、A案、C案と比較すると風力発電機の基数及び大きさから、B案の影響が小さいと評価しております。

続きまして、植物についてです。

194ページをごらんください。

事業実施想定区域内に存在する砂地、草地に生育する種については、生育環境が変化する可能性があるとして予測し、事業による影響を受ける可能性があるとして評価しております。

続きまして、生態系についてです。

201ページをごらんください。

生態系の予測及び評価では、事業実施想定区域の一部に自然林が存在し、事業実施に伴い、重要な自然環境のまとまりの場の一部が改変される可能性があるとして評価しております。

続きまして、景観についてです。

209ページをごらんください。

主要な眺望点からの風力発電機の視認可能性及び眺望景観への影響として、事業実施想定区域に隣接するサロバツ原野駐車公園以外は主要な眺望点からの眺望景観に風力発電機が介在する可能性があるものの、風力発電機の垂直見込角が2度以下、もしくは、垂直見込角が2度以上であるが、眺望景観に風力発電機が介在する可能性が小さいという評価をしております。

評価結果の概要についての説明は以上となりますが、本配慮書における評価の記載事項全体を通じて現時点での改変の程度が未定であるため、A案からC案の各案の比較は困難であるという記載があります。事務局では、評価は各案の比較によって行うことと記載されておりますので、記載が不十分と考え、1次質問を行っております。

続きまして、資料1-1を用い、評価結果を中心に1次質問及び事業者回答についてご説明いたします。

1ページをごらんください。

質問番号1-2です。

図書の公表に係る質問ですが、事業者のウェブページにはインターネットでの公表の期

間の記載がなく、縦覧期間のみの公表かどうかを聞いております。これに対して、配慮書のインターネットでの公表は、印刷、ダウンロードはできない設定としているが、図書の縦覧期間後も継続の予定とのことです。

4ページをごらんください。

質問番号4-2です。

あわせて、別添資料の資料1-2の4ページもごらんください。

騒音及び超低周波音の項目について質問を行っていますが、他の項目についても共通するものとなっております。本配慮書ではA案からC案の各案の比較により評価を行うこととしていますが、各案での予測及び評価の記載がないため、評価手法に挙げた各案の環境影響の重大性の程度について回答を求めました。これに対して、資料1-2の4ページのとおり、各案の比較結果が示されました。

5ページをごらんください。

質問番号4-3です。

地形及び地質への質問ですが、本質問も他の項目に共通する質問となっております。

質問①は、質問番号4-2に関連しますが、評価について、現段階ではA案からC案による施工ヤードや搬入路の設置に伴う改変の程度は未定と記載がありますが、三つの案では改変場所や基数には違いがあり、現時点で比較が可能ではないかとの質問をしております。これに対して、輸送車両サイズ等はいずれの案でも同じと考えており、各案の環境影響の重大性については大きな違いは生じないと考えているが、基礎の大きさが同じで、いずれも新たな改変を伴うと仮定した場合には、環境影響の大きさは基数の多いA案の影響が最も大きく、B案、C案の順に小さくなるとのことです。

また、質問②は、予測の記載について、現時点では評価を行わず、将来的な可能性を評価結果とする記載が本文中に多く見られたことから、現時点での重大性の程度の比較結果を評価として述べるべきではないかとの質問をしております。これに対して、資料1-2の5ページ以降に記載が続きますが、現時点での評価を行った上で今後の配慮事項という内容に修正するとのことです。

資料1-1に戻っていただき、11ページをごらんください。

質問番号4-40です。

眺望景観の変化の程度を大きい順にC案、A案、B案と予測していますが、その理由を確認しております。これに対して、事業実施想定区域に隣接するサロベツ原野駐車公園では現在の仮配置による影響を受けた垂直見込角となっているが、そのほかの地点では風車の高さにより垂直見込角が大きくなることから影響の大きい順にC案、A案、B案という評価をしたとのことです。

以上が1次質問及び事業者回答の説明となります。

なお、本配慮書の2次質問につきましては、この後、電子メールにて委員の皆様にご依頼させていただきます。ご多忙のところ、いつも短時間のお願いとなり、恐縮ですが、2月

28日までに追加質問をいただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本配慮書に関する事務局からの説明は以上となります。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご質問やご意見をお願いいたします。

○河野委員 図書の19ページにローターの直径と高さが表示されていますが、A案、B案、C案の順番に大きくなっていくはずなのではないでしょうか。AとBが逆になっていますが、大丈夫ですか。

○事務局（佐藤専門主任） 事務局でも気になったので、資料1-1の質問番号2-9で質問しております。

A案で想定している風車は低速タイプであり、ローター径、高さが大きくても出力が小さいタイプを採用しており、間違っていないということでした。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○奈良委員 ここは道路のすぐそばですよ。今まで風車はめったに倒れていませんけれども、この間、九州かどこかでは台風により倒れたということがあったかと思えます。ですから、倒れないのだということとは言えない状況です。経験したことの無いものが次々来ていますので、そういうことを考えていただければと思います。

以前、既存の風車のあるところへ行ったときに、倒れたときのことを考えて全長の倍の距離を道路から離していますという説明を受けました。多分、これではとれていないのではないかと思います。そういうことについて決まりがあるものなのかを教えてくださいたいと思います。また、道路に向かって倒れたときの被害の想定はどのように考えていらっしゃるのかについてもお願いします。

○事務局（車田主査） 補足いたします。

委員が先ほどおっしゃった2倍程度の離隔距離を確保しているということについてです。事業名は忘れてしまったのですが、それは私が担当していた事業です。

ただ、あれは我が社の内部規定ですというご説明をいただいていたかと思えます。国で基準があるのかとお聞きしたところ、それはないけれども、自社規定であるというお返事でありましたので、恐らく、同じような質問をしてもそのような回答が返ってくるかもしれません。

○事務局（竹澤課長） 事業者には、道路に倒れることについての安全性に関してどのようなルールになっているのか、決まり事があるのかについて、このことは環境影響と直接は関係ないのですが、参考情報として確認したいと思えます。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 前に浜里に行ったときにここを見たと思いますが、たしか風車が1本途中で折れていた件だったと思います。

風車そのものが倒れば、内規で2倍というものがあるかもしれませんが、羽根が折れ

たときにそれがどこまで飛んでいっているのかというようなデータはあるのではないかと
思いますので、それもあわせて聞いていただけますか。

○事務局（武田主幹） 事業者を確認し、どのように考えているかを次回にお示しいたし
ます。

○玉田委員 また、国立公園の区域外ということですが、周りをぐるりと囲まれています
から、全く浜里と一緒に、国立公園の中だと言っても間違いのないものだと思います。

確かに、視野の角度が2度以下や1度以下という議論が出ているのかもしれませんが、
水平景観といいますか、何も無いことが景観として大事になっているところにこういうも
のが建っていたということです。昔、サロベツに行ったときにはそれが残念だったのです
が、それをリプレースするということです。ですから、基数が減るのはいいのだけれども、
さらに大型化することは余りよろしいことではないというのは間違いのないと思います。

QアンドAでどう追及していくかについてはまだ考えていませんけれども、方向性とし
ては、ただ角度が小さいからいいということではないと思います。

○事務局（武田主幹） 国立公園に囲まれている地域及び水平景観の価値についてご指摘
を受けたところですが、資料1-1の質問番号4-44の②において、水平景観が広がる
景観特性を踏まえどのように考えているかを聞いていますので、委員の指摘も踏まえ、事
業者の考えを確認したいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 これは更新計画ということで、既につくられているものがあるのですよね。
ですから、今後、これを更新したときにどういう影響が出てくるかを考える上では、既に
つくったものがどんな影響を与えているかは非常に大事な情報になると思います。

そこで質問ですが、既存のものが環境に対してどういう影響を与えているかについて、
調査なりデータを出してほしいというのはどの段階で言えばいいのでしょうか。

○事務局（武田主幹） 既に審議いただいた宗谷岬ウインドファームもそうですが、既存
事業を置きかえる場合は、既にあるものからの増加分だけに着目するのではなく、既存事
業自体がどのような環境影響を与えているかということも予測評価する必要があり、その
ことを知事意見として付しました。

ですから、この事業も、同じような考えで、既存事業の影響も含めてどのように評価す
るのか、配慮書でも指摘し、方法書においてはそれを含めて調査するようという議論に
なるかと思いますが、そういった事業者とのやりとりを踏まえての審議をお願いしたい
と思います。

○岡村委員 方法書段階でそういう意見を述べていくのか、配慮書の段階でもしていいの
か、それはどうなのですか。

○事務局（武田主幹） 宗谷岬ウインドファームのときには配慮書でそのような意見を付
しております。

○岡村委員 国立公園のすぐ脇ということなのに、この段階では外来種の話が一切出てい

ませんよね。こういうものを建てたときに外来種の繁殖にどのような影響があったかというデータをしっかり出してもらい、また、新しいものをつくったときに工事が原因で侵略的外来種の生育域が広がらないか、すぐ隣の国立公園の特別地域に種が飛んでいったりする可能性も非常にあるので、現状はどうなっているのかを調べるよう、2次質問をしてほしいと思います。

○事務局（武田主幹） そのような趣旨で確認していきます。

○池田会長 今回の岡村委員の意見に関係あるのですが、この事業に限らず、配慮書段階で過去の資料等を当たってどのような影響があるかを見るという手順はいいのですが、大抵の場合、外来種に関しては道のブルーリストなどが参照されていないのです。事前にどういった外来種があって、どのように対応しなければならないかについて全体的に意識が低いところがありますので、外来種対策の資料を持ち合わせているかの確認をいただきたいと思います。

また、バードストライクに関しては、先ほどの説明でも過去のデータが載せられていますが、本当に道路のすぐ横にありますので、シャドーフリッカーの報告を受けていないのかについても確認をいただきたいと思います。

○事務局（武田主幹） 会長のご指摘の内容を踏まえ、事業者を確認します。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、追加質問は2月28日までということですので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事（2）に移ります。

議事（2）は、本日3回目の審議となります（仮称）新さらきとまない風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

事務局から、方法書についての意見の概要と事業者の見解、2次質問とその事業者回答、関係市長の意見、答申文（案）たたき台についての説明をお願いします。

○事務局（中村主査） 使用します資料は、資料2-1から資料2-5となります。

まず、方法書についての意見概要と事業者見解が提出されておりますので、こちらから説明させていただきたいと思います。

資料2-1の1ページをごらんください。

図書の縦覧につきましては、稚内市役所と支所2カ所、宗谷総合振興局の計4カ所で実施され、昨年10月23日から11月22日までの期間で行われたとのこと。また、インターネットによる公表につきましても事業者のホームページで同様に行われたとのこと。

縦覧者数は1件で、電子縦覧へのアクセス数は625回となっております。

2ページをごらんください。

説明会につきましては、11月9日に稚内市で開催されまして、6名の来場があったと

のことです。

意見書の受け付けにつきましては、縦覧を開始しました10月23日から縦覧期間終了後の2週間を経過しました12月6日まで行われ、計3通の意見書の提出があったとのことです。

3ページ以降に意見の概要と事業者の見解が示されています。

時間の都合がありますので、主なものを抜粋して説明させていただきます。

7ページをごらんください。

18の専門家等へのヒアリングに関するものです。

助言を踏まえたならば、貴社他事業におけるコウモリ類の専門家等へのヒアリング内容を記載すべきという意見に対して、ヒアリング結果について有識者の了承を得た上で準備書に適切に記載するとの見解が示されております。

コウモリ類については、このほか、バットストライクの発生抑制等の保全措置に関する意見もありますが、事業者見解としましては環境保全措置の検討に当たり参考にするといった見解が示されております。

11ページをごらんください。

42のガン・ハクチョウ類に関するものです。

既存風車の設置場所である対象事業実施区域がガン・ハクチョウ類の主なフライウェイに位置することが明らかとなっているため、事業を避けるべき場所であるという意見に対し、最新の知見等も参考に適切な環境影響評価の実施に努める、鳥類については、3名の専門家へのヒアリングを実施し、これに基づき調査を計画している、なお、既設風力発電所周辺ではガン・ハクチョウ類の衝突は確認されておらず、同位置での建てかえを計画しているとの見解が示されております。

12ページをごらんください。

48の死骸確認調査に関するものです。

死骸の見落とし率や消失率を考えると月1回では不十分、調査回数をふやすべき、月1回で十分とするならば、その科学的根拠を示すこと、調査期間や頻度は地元の鳥類専門家やコウモリ専門家の意見を参考にすべきであるという意見に対し、これまで風力発電所において死骸確認調査が行われてこなかったことから、発生状況の概況を把握する目的で実施するもので、全数を確認することを目的としていないことから、動物の持ち去りの影響などは考慮していない、定量的な調査とする観点から季節による頻度の変更は行わないとの見解が示されております。

簡単ではありますが、主な意見と事業者見解の概要の説明は以上です。

次に、2次質問と事業者回答についてです。ここでは、後ほどご説明いたします答申文(案)たたき台に関連するものを中心にご説明いたします。

資料は資料2-2と資料2-3ですが、資料2-3は後ほどごらんください。

では、5ページをごらんください。

質問番号 3 - 2 です。

1 次質問で対象事業実施区域周辺のセンシティブティマップの提示を求めたところ、対象事業実施区域が注意喚起レベル A 3、隣接メッシュが A 1 となっていたことから、2 次質問では、方法書で示されている鳥類調査のうち、どの部分が重点的な調査に該当するのかを質問しました。これに対して、重点的な調査が必要であると考え、希少猛禽類調査において、チュウヒ、オジロワシ、オオワシについて、営巣環境を考慮して広く調査地点を設定、また、営巣可能な環境が存在するサラキトマナイ川の下流部や声間川沿いにも調査地点を設ける計画とする、また、集団飛来地については、有識者へのヒアリング結果を踏まえ、存在が懸念されたハクチョウ類の渡りを対象に調査計画を立てたとのことでした。

10 ページをごらんください。

質問番号 6 - 11 です。

1 次質問において、オオハンゴンソウを含む特定外来植物の分布情報があることから、動物、植物及び生態系の環境影響評価項目として選定すべきと質問したところ、事業実施想定区域の大部分が牧草地であり、甚大な影響を受け得る原生的な環境とは異なること、環境保全措置により拡散防止に努めることで環境影響は小さい、よって、侵略的外来種の生育情報のみをもって環境影響評価項目として選定することは考えていないとの回答がありました。

そこで、2 次質問では、②として、人為が入った牧草地は外来種が侵入、拡散しやすい土地であり、牧草地についても環境影響評価を行うべきと質問いたしました。これに対して、事業者回答は対象事業実施区域が位置する牧草地は、外来牧草が植えられているが、牧草以外の外来種が侵入した場合にもその拡散のしやすさが変化することは想定されない、また、資材搬入に使用する道路は牧草管理や既設風力発電所管理に使用してきた一般的な道路を用いることから、本事業により外来種を持ち込むリスクが特別高くなることはないと考え、よって、牧草地における外来種による影響を特出しして環境影響評価を行うことは想定していないとのことでした。

11 ページをごらんください。

質問番号 6 - 12 です。

1 次質問において、工事中資材等の搬出入、建設機械の稼働に対して、類似事例で実際に行った環境保全措置の内容とその効果を具体的に示すように質問したところ、効果の程度について不確かさがあり、定量的に整理できないものもあるが、一般的に風力発電事業において広く採用されている保全措置であることから実効性が認められるものと考えたとの 1 次回答がありました。

そこで、2 次質問では、①として、類似事例としているせたな大里ウィンドファームの環境保全措置で実効性があったとの根拠について質問しました。これに対して、3 カ年の工事期間のうち、現在、2 回目の冬季休工中で、資材の搬出入のピークは 1 年目、建設機械の稼働のピークはほぼ 2 年目であり、3 年目に予定されている工事に伴う騒音、振動に

については2年目で行った工事の繰り返しとなるため、現時点でピーク及びピーク相当の工事を終えており、周辺住民等から苦情が発生していないことから当該環境保全措置については実効性があるものと理解している、なお、今後、工事中に苦情が発生した場合には、原因の究明及び環境保全措置の実効性の確認に努め、実効性が低いと認められた場合は、本事業においても調査、予測及び評価を行うことを検討するとの回答でした。

17ページをごらんください。

質問番号6-52です。

希少猛禽類の調査期間に関する質問ですが、1次質問において、1年間で十分と判断した具体的な理由を聞いたところ、クマタカは隔年で新たな繁殖活動を行うことが知られているが、非繁殖年は前年の巣立ち幼鳥の養育期となるため、個体そのものがその地域から消失してしまうものではないと認識、ミサゴ、オジロワシ、チュウヒについては、毎年繁殖兆候を確認することが可能であることから、単年の調査で当該種の繁殖状況を把握することは可能、留意すべき大型希少猛禽類の生息及び繁殖の有無を確認する上で調査を1年間実施することで十分な情報が得られるとの1次回答がありました。

そこで、2次質問では、②として、繁殖した場合としない場合とでは異なった環境利用を示す可能性があり、異なった飛翔データが得られる可能性もあることから、2営巣期の調査を実施しない根拠とはならないという質問をしたところ、これに対して、1次回答は繁殖地（営巣つがい）の有無を意図したものであったとし、1次回答を単年度の調査で当該種の繁殖地の有無を把握することは可能、留意すべき大型希少猛禽類の生息及び繁殖地の有無を確認する上では1年間の調査を実施することで十分な情報が得られると判断したと修正するとのことでした。

26ページをごらんください。

質問番号8-5です。

項目の非選定理由に関係するもので、非選定理由のうち、環境影響の程度が極めて小さいことが明らかである場合に関係した質問です。

2次質問では、1次回答で展開している相当程度に小さいイコールほとんど排出しないという論理のうち、「ほとんど排出しない」についてはほぼゼロに近いと理解できるが、前者の「相当程度」には定量的な情報が全く含まれておらず、この論理の妥当性が第三者には理解できないと考えまして、「相当程度に小さい」の定量的情報を示すことにより「ほとんど排出しない」と同じレベルであることが理解できるように説明するように求めました。これに対して、記載した環境保全措置は、過去の実績において、その措置をとることで影響は小さいと予測されたものであり、本事業においても当該保全措置を実施することで過去の実績相当に影響が小さくなることから、影響の程度は極めて小さいと考えるとの回答でした。

36ページをごらんください。

質問番号8-32です。

項目の非選定理由に関するもので、類似事例に関係する質問になりますが、ここでは大気環境の類似性について聞いております。

2次質問では、②として、大気環境に関する具体的な項目を挙げ、これらの項目との詳細な比較検討を行った上で類似することを科学的かつ客観的なデータで示すことを求めました。これに対して、類似性の判断は一部の記載項目によって類似性を示すことが可能であれば、必ずしも手引きに示される全ての項目についての比較検討を行う必要はないと考えるとの回答でした。

この質問に関連しますが、次の質問番号8-33の2次質問の①-3において、水環境の類似性についても同様に質問しており、回答も同様となっております。

事業者に対する2次質問とその回答については以上です。

続きまして、資料2-4に移ります。

唯一の関係市であります稚内市からの方法書に対する意見となります。

記書き以下、大きく二つの意見をいただいております。

1点目は、農用地の転用に関するものであり、環境の保全の見地からのご意見ではないことから、参考意見とさせていただきます。

2点目は、稚内市風力発電施設建設ガイドラインに基づき、その下の六つの項目について特段の配慮が必要というものです。

読み上げます。

1、原則として、民家から500m以上離れること、2、稚内空港の運用に支障が生じないように十分配慮すること、3、騒音については、建設前の状況に変化が発生しないか、騒音環境基準値以内であること、4、テレビ電波等に影響が発生しないか、発生する場合は解消可能であること、5、動植物への影響が極力発生しないよう対処可能であること、6、事業説明会により合意形成がされることです。

稚内市からの意見については以上です。

次に、資料2-5の方法書に対する答申文(案)たたき台についてです。

これまでの審議におけるご指摘、ご意見等を踏まえ、整理させていただきました。

まず、前文ですが、従来どおり、1段落目では事業の概要を、2段落目では対象事業実施区域における地域特性の概要をそれぞれ整理し、まとめております。そして、3段落目では、本事業による環境影響を回避または十分に低減することを求めています。

続きまして、1の総括的事項です。

(1)は、環境影響評価の項目の未選定に関する指摘となっております。

まず、1段落目では、環境影響の程度は極めて小さいことと事業特性及び地域特性の観点から類似性が認められる類似の事例による影響の程度が明らかであることという二つの理由により一般的な風力発電事業において選定される項目の多くを非選定とし、環境影響評価を実施しないとしている本方法書の内容をご説明しております。

2段落目では、非選定理由の妥当性が確認できないことを説明しています。

一つ目の環境影響の程度は極めて小さいことについては、工事用車両の通行、濁水の発生、地形の改変など、事業実施に伴う環境負荷の発生が想定されるが、影響の程度が具体的に示されていないなど、二つ目の類似の事例による影響の程度が明らかであることについては、類似事例として挙げられたせたな大里ウィンドファームと本事業では、事業特性の観点から、発電所出力や基数、既設風車の撤去工事の有無など、多くの内容で異なっており、地域特性の観点からは影響の程度を検討する上で必要となる騒音や水質など周辺環境の現況が具体的に把握されていないなど、類似性が認められるとする根拠の説明が不十分、さらに、せたな大里ウィンドファームは現在工事中であることから、影響の程度が明らかであるとの非選定理由の妥当性が確認できないとしています。

3段落目では、1段落目と2段落目を受けまして、非選定とした項目について改めて科学的かつ客観的な根拠に基づき非選定理由の妥当性を説明すること、それができない場合は環境影響評価の項目として選定することを求めています。

次に、(2)は、近年のほかの方法書案件と同様の指摘となります。

今後の事業計画の策定に当たっては、影響の回避を最優先に環境保全措置を検討すること、複数の専門家等の助言を得るなどしながら科学的知見に基づいて予測及び評価を実施すること、重大な環境影響を回避または十分に低減できない場合は事業計画の見直しを行うことを求めています。

2ページをごらんください。

(3)は、更新事業の場合の影響の評価に関する指摘です。

前回の審議会でご審議いただきました宗谷岬風力発電事業更新計画の配慮書での指摘とほぼ同様になります。単に現況からの変化のみに着眼することなく、本事業に係る現地調査等により既設風力発電所が及ぼしている環境影響の程度を客観的に把握し、それを勘案した上で適切に評価することを求めています。

(4)は、累積的影響に関する指摘です。

対象事業実施区域の周辺では、他事業者が設置または計画している風力発電所が複数あることから、これら他事業者による風力発電事業との累積的影響が懸念されます。このため、これら他事業者から必要な情報を入手した上で2の個別的事項に示すとおり、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することとしております。

また、他事業者に累積的影響の検討に必要な情報提供を依頼する場合は、本事業の環境影響評価に関する情報を他事業者に提供するなど、関係する事業者間で相互に環境保全のための有用な情報共有が図れるように努めることとしております。

(5)は、稚内市からの意見を反映したものとなります。

稚内市風力発電施設建設ガイドラインの遵守に関して、市と十分に協議を行うことを求めています。

(6)及び(7)は、それぞれ住民及び関係団体との相互理解の促進とインターネットを使った図書の公表などによる利便性の向上を求めるものとなっております。

続きまして、2の個別的事項に移ります。

ここでは、本方法書で選定されている項目について述べております。

(1)は、騒音及び超低周波音についてです。

アとして、残留騒音の算出に当たっては、風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアルに基づき、既設風力発電所からの影響を適切に除外することを、イとして、施設の稼働に伴う他事業者の風力発電事業との累積的影響についても適切に調査、予測及び評価をすることを、ウとして、心身への影響について不確実性があることから、施設稼働後に影響が確認された場合の対策について検討することを求めています。

(2)は、風車の影についてです。

風車の影の影響が考えられることから、その影響が回避または十分に低減されているかの観点から評価することを求めるとともに、累積的影響についても調査、予測及び評価の実施を求めています。

3ページをごらんください。

(3)は、動物についてです。

アとして、対象事業実施区域及びその周辺が、センシティブティマップにおいて、チュウヒ及びオオワシの分布情報により、注意喚起レベルA3に該当するほか、ハクチョウ類の渡りのルートにもなっていることから、バードストライクや移動経路の阻害、生息への影響等について専門家等から助言を得ながら他の風力発電所での飛翔行動及び衝突事故発生事例の分析等に関する最新の知見を可能な限り収集した上で適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

イとして、希少猛禽類の調査期間を1年間としているが、対象事業実施区域の周辺では、他事業の環境影響評価において、オジロワシ等の希少猛禽類の営巣が確認されているほか、上記アで指摘したとおり、注意喚起レベルA3に該当していることから、希少猛禽類の行動を明らかにし、適切な環境保全措置を検討するため、少なくとも繁殖が成功した1シーズンを含む2営巣期の調査を実施することを求めています。

ウとして、ブレードが回転することにより出現する球状の衝突危険空域について、宗谷地域に集中する他の風力発電事業と連続することで長大な障壁空間となることから、生息環境の変化等を通じて鳥類に累積的な影響が及ぶことが懸念されます。このため、本事業の調査結果のみならず他の風力発電所でのバードストライクの事例や回避行動などのデータはもとより宗谷地域における他事業者の風力発電事業に係る環境影響評価の情報や先行事業者が設置する協議会での検討結果を入手した上で、専門家等からの助言を得ながら、それらの累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(4)は、景観についてです。

他事案と同様の意見とするとともに、累積的影響についても適切に調査、予測及び評価を実施することを求めています。

(5)は、廃棄物等についてです。

こちらは近年のほかの案件と同様の指摘で、発生抑制に努めるとともに、発生量等の把握を通じた適切な予測を求めています。

答申文（案）たたき台については以上となります。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明について、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○露崎委員 答申文（案）たたき台について確認です。

以前、専門家に聞くこととするときには、1人の専門家では頼りないということで、必ず複数の専門家等に意見を聞くこととするというような一文にすべきという話があったと思います。

それから、読んでいて気になった「専門家等」の「等」とは、どういう人を想定しているのでしょうか。

○事務局（武田主幹） まず、複数の専門家についてです。

1の総括的事項の（2）の2段落目に、可能な限り評価項目及び分類群ごとに複数の専門家等の助言を得るという書き方をしています。これは、ご指摘のとおり、1人の意見に偏らないようという趣旨で書いております。

また、「等」というのは専門的な知見を持っている自治体職員などを想定しているところです。

○露崎委員 最初の1個があればオーケーという解釈ですね。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐藤委員 資料2-2の40ページの質問番号8-41についてです。

工事用資材の運搬に係る騒音の結果が環境基準を相当オーバーしているということで質問してあるわけですが、回答は、自分たちのやり方でやると影響の程度は小さいということですが、これは余りにも乱暴な回答だと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（竹澤課長） 事業者はアセスの項目を選定するかしないかということについて、類似の事例を参考に検討し、その類似の事例としてせたな大里ウィンドファームを選定しておりますが、そのアセスの結果では環境基準を超過しています。そこで、類似の事例というのであればこの事業でも影響が大きいのではないかと質問をしているのですが、それに対して、環境保全措置を講ずるので、大丈夫ということですが、

ただ、それでは理由の説明が不十分ではないかということで、総括的事項の（1）の項目の選定のところで妥当性が確認できないという指摘をしているということです。

○佐藤委員 余りに答えがいいかげんなものですから、個別的事項に入れたほうがいいのかということですが、

ただ、先ほどの説明を聞いていましたら、騒音以外にも同じようなことがほかの項目にもあるということで、包括的事項にまとめたということですね。そして、騒音に関しては今言われたような内容が具体的な対象になっているということですね。

○事務局（竹澤課長） 騒音も含め、類似事例で影響の程度が小さいとして項目を非選定とする理由が適切かどうかの妥当性が確認できないということです。ですから、改めて、科学的、客観的な根拠に基づいて説明しなさいとしており、それができない場合は項目として選ばないというような指摘事項として総括的事項の（１）に入れているということです。

○池田会長 今、項目の選定の件が出てきましたが、私からも皆様のご意見をお聞きしたいことがあります。

この案件は、影響評価の項目選定の問題がかなり深刻だと思われまます。いろいろと回答が返ってきており、定量的ではなくても定性的でもというのは文言としては一理あるのですが、例えば、資料２－２の１０ページに、外来種関係についての２次質問に対し、非常に気になる回答があります。

②のリードグラス、オーチャードグラス云々のところですが、これらは牧草以外の外来種が侵入した場合にも事業は営農活動を妨げないことから、拡散のしやすさが変化することは想定されませんとなっております。

しかし、ここで問題すべきは営農活動を妨げることではありません。自然環境への影響が問題であって、これは完全に外来種問題を農業被害問題と勘違いされているのです。これでは、幾ら定性的といってもポイントがずれているため、回答になりません。

このように、非常に不安視される場所が多いわけです。

総括的事項の（１）の最後の段落の締めは、「このため、非選定とした項目について、改めて科学的かつ客観的な根拠に基づき非選定理由の妥当性を説明すること」となっており、そして、「それができない場合は、評価の項目として選定すること」とされておりますが、前の文章の客観的な根拠に基づき非選定理由の妥当性の説明ができるのだろうかという不安があります。

これは注意喚起のような書き方になっていまして、もう少しストレートに環境影響評価の項目の選定をきちんと見直すべきという表現にする必要があるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○岡村委員 関連することですが、外来種問題については、１０ページ、それから、１１ページにも似たような質問があって、それへの回答では何が言いたいのかを理解しがたいところですよ。

特に、②では近代農業的牧草地とは云々と書いてあるのですけれども、これを担当された方はどういうふうに理解されたのでしょうか。

○事務局（中村主査） 基本的にはという言い方をされていますが、もともと牧草地のところに風力発電施設を設置したということ、また、今回は更新事業なので、そこを建てかえる事業を実施する計画であるということです。そして、その牧草地とはどういう状況の土地なのかということについて、近代農業的牧草地という言い方で事業者側が説明をしていると理解しています。

ですから、今建っている場所とその周辺が牧草地ということで、現状はこういう外来牧草が生えている場所なのだという風に説明しています。

ただ、そこにほかの外来種が入ることによってどういう影響があるのかどうかは別の問題だと考えていますし、それに対する影響についても考えなければいけないのではないかと担当として思っております。

○岡村委員 人為的な工事をした結果、侵略的な外来種が繁茂する面積が当然ふえてくると私は考えているのです。そして、そこから種が飛ばされていくわけです。それは牧草地にも飛びますけれども、そこを囲んでいる自然環境のほうにも飛んでいき、生育域をどんどん広げていくということがあるので、極力、侵略的な外来種が生育域を広げるのを防止していくことが大事なのではないかと思うのですね。

ただ、ここに書いてあるのは何を言おうとしているのかがわからないのです。そういうものを防ごうと考えているのか、牧草地だから大丈夫ということなのか、その辺がよくわからないのです。

○事務局（武田主幹） 事業者とは何度かやりとりしているのですけれども、こういう環境であるから影響が少ないという流れの説明になっているわけです。

それに対して、ほかの分野についても同様ですが、事務局としては、これが妥当で客観的な説明としては認められないということで、客観的に改めて説明することという知事意見に結びつけているところです。

○露崎委員 同じことを言っていることになるかもしれませんが、この計画だけではなく、牧草地や荒れ地に計画されているものの論理というのは、もう既に荒れ果てた場所なのだから帰化植物が入ってきても大して影響がないでしょうというものが余りにも多いのです。でも、岡村委員が今言われましたように、我々が一番懸念しているのは、そこが侵略的な外来種の発生源になって、そこに定着し、たくさん種子をつくり、周りの自然の生態系に入っていきのがだめだということで、発生源としての風力発電所周辺の侵略的な外来種を防除してほしいということなのです。

ですから、僕の解釈では、今まで散々使っている場所だから帰化植物が入ったっていいと書いてあるようにしか思えないのですけれども、そういうことではないのです。悪の根源をもとから絶たないと解決しないという発想で、とにかく、ここを帰化植物のセンターにしないようにしてくださいという頼みであって、そういう意味では、会長がおっしゃるように、選定項目の見直しをもう一回してくれてもいいのではないかと考えています。

それから、蛇足ですけども、フランスギクは刈り取り程度ではなくなります。

○池田会長 私が先ほど言ったのは、外来種問題できちんと問題の本質を理解されていない、さらに、その上で工事に伴う項目が選定されずに評価されていないという2段階で環境への影響が危惧されてしまうということで、これについては指摘せざるを得ないのかなと思っています。

総括的事項の（1）として、あえて選定項目を挙げていただいたのは非常に適切なこと

だと思いますが、最後の取り扱いをもう少し積極的な文案にするかです。ただ、これは今までにない指摘だと思いますので、まずは注意喚起という形にするか、いかがでしょうか。

○佐藤委員 これは方法書で、次に準備書になりますから、ここできちんと言っておかなければいけないと思います。我々が見られるのは準備書までですよね。ですから、はっきりとお伝えしたほうがいいのではないのでしょうか。そうすれば次の段階でしっかりとチェックできると思いますので、会長のご意見に賛成です。

○池田会長 そのほかはいかがでしょう。

○岡村委員 私も項目の選定をもう一度やり直してほしいと思っています。

それに、これだけを読むとそれがどこなのかがわかりづらいのです。ここから読み取れるようにしておかなければ、意見書を受けた事業者の方が対応しづらいのではないかとと思うので、幾つかの問題のある項目を挙げたほうが良いと思います。

○池田会長 外来種を突破口にという話をしましたが、その他の項目ではいかがでしょうか。さらに問題があるところをご指摘いただきたいと思います。

○隅田委員 1の総括的事項の(4)についてですが、結構踏み込んだ書き方をされているなど感じていまして、最後のところの関係する事業者間で相互に環境保全のための有用な情報共有が図られるよう努めることというのはなかなかいい書き方をされているなど思いました。

2の個別的事項の(3)のウの一番最後にも似たような文章がありますが、よその業者と情報交換を行って対処するというもののほかに、事業主としても、今後、将来、情報交換をしなければならないような状況になったとき、積極的に情報を提供するというようなことが書かれてもいいのかなと思います。

1の(4)の情報共有が図られるということは、両方が情報交換ということだと思いますが、2の(3)はもらうだけというようにも読めますので、今後のことも含め、1の(4)と同じような書き方にされるといいのではないかと思います。

○事務局(竹澤課長) 1は総括的事項ということで、全体にわたる考え方として記載させていただいたところであり、いろいろな項目を含めてという意味を込め、関係する事業者間で相互に環境保全のための有用な情報共有が図られるように努めるとしています。

また、個別的事項のほうは、予測、評価の具体的な内容に関する部分になりますので、それは本事業の予測、評価に関することと切り分けて考えてこのような表現にさせていたでいていました。

ですから、今のことは総括的事項のほうで全体をカバーする部分として見ていただければと考えております。

○河野委員 私も会長の意見に賛成です。

すごく気になったのは、資料2-2の26ページの質問番号8-4についてです。

極論を言えば、情報が少なければ定量的評価は特にしなくてもいい、主観的でもいいみたいなことが書いてありまして、環境影響評価の基本的な考え方が欠けているような気が

します。ですから、総括的事項以降に書くのではなく、どんな書き方かはわかりませんが、一番最初の「以上を踏まえ、」の「以上」の中に考え方についての指摘があってもいいのかなと思いました。

○事務局（竹澤課長） 前書きに書いてはどうかということについて、この間の審議会でも議論になりましたが、ここは地域の概況について述べており、これが具体的な意見というわけではなく、あくまでも前置きのようものとなります。ですから、意見として述べるのであれば、総括的事項の中に入れてほうがいいのではないかと考えております。意見としての認識は1以降となろうかと思しますので、指摘するのであれば1以降と考えております。

○河野委員 今までもそういう様式で書いてきたし、これからもそうするという事です
ね。

少し外れますが、1点確認します。

この次にある準備書のたたき台も見てみたのですが、以上を踏まえた後、一番最後に、「本事業による環境影響を回避または十分に低減すること」となっています。これは方法書に対する答申ですが、この書き方だと事業に対する意見になってしまうのではないかと思うのです。

今までどういう書き方をしていたのかを全然覚えていないのですが、こういうフォーマットでずっと続けられていて、こういうものだと考えてよろしいのですか。

○事務局（竹澤課長） 今までどおりのフォーマットになっております。

配慮書段階、方法書段階、準備書段階など、いろいろな段階がありますが、基本的には図書に対しての意見となります。ただ、配慮書だけに関してしか意見が言えない、方法書だけに関してしか意見が言えないということではなく、事業全体に対し、どの段階でも言うべきところは言うておきましょうという考え方をしています。この「影響を十分回避、低減すること」というのは、配慮書段階でも方法書段階でも準備書段階でも、全ての段階において指摘できる表現として、こういったフォーマットになっています。

○河野委員 こうしなければいけないと言っているわけでは全くないのですけれども、形としては、方法書に対する答申、影響評価に対する答申なので、本事業による環境影響評価を回避または十分に低減するためにこのように影響評価をなささいという文章になるのではないかなと思ったのです。

私もずっと見てきたとは思いますが、違和感がありましたので、指摘させていただきました。特に変えなければいけないということではないのですが、少し違和感がありますねということです。

○事務局（竹澤課長） 表現については今後の課題とさせていただきたいと思ます。

○河野委員 もう一つ、確認ですが、方法書も準備書も必ずしも事業は行われるとは限らないという前提で進んでいるのですよね。

○事務局（竹澤課長） あくまでも、事業者としては事業を実施したいということで環境

影響評価を実施しております、事業が実施されることが前提ですけれども、事業者の都合により途中で事業を中止することもあり、それは事業者の事業計画によるところかと思えます。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○隅田委員 今の書き方のことについてですが、江差の871ページに過去の答申文が載っていて、書き方が違ってきます。

871ページの1段落目の一番最後の行は、本事業による環境影響を確実に回避または低減するため、事業者は次の事項に的確に対応することとあって、資料2-5では、対応し、低減することと書いてあります。

○事務局（竹澤課長） 失礼いたしました。配慮書では書き方が違うのかもしれませんが。

配慮書、準備書、評価書それぞれの表現は図書ごとに変えないようにしているのですが、図書ごとに表現を若干変えているところはあります。

○隅田委員 というのは、私も河野委員と同じ意見でして、やはり低減することというのは答申文に対する言い方ではないので、対応するためにこうしなさいというような書き方のほうがいいのではないかと感じました。

行政文書なので、その辺はお任せしますけれども、そう思いました。

○事務局（竹澤課長） ほかの案件が過去どうだったかを精査したいと思います。

今回は難しいかもしれませんが、適切な答申文としての表現になるよう、次回以降に検討したいと思います。

○池田会長 そのほかはいかがですか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、まとめます。

前書きのところは「十分に低減すること」となっていますが、ここの表現をもう一度これまでの答申文（案）等を確認した上で適切な表現に直すこと、総括的事項（1）の項目の選定について、最後の表現について、どう変えるかはまだわかりませんが、もう少しストレートにすること、できれば、項目を選定した上で環境影響評価の適切な手法、あり方にのっとって評価していただきたいこと、この点に修正を加えるということによろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 では、そのようにさせていただきます。

また、その他最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○池田会長 ありがとうございます。

では、後日、事務局と協議の上、私から知事に答申を行います。

それでは、議事（3）に移ります。

議事（3）は、本日1回目の審議となります（仮称）えりも風力発電事業環境影響評価方法書についてです。

なお、冒頭で事務局から説明がありましたように、希少種に関するご意見やご質問がある場合は、一通りの審議を終了した後に非公開審査の場を設けて審議を行うこととしたいと思っております。後ほど各委員に確認させていただきますので、その際にお申し出ください。

では、まず、事務局から事業概要の説明をお願いいたします。

○事務局（車田主査） ただいまの希少種の関係について補足させていただきます。

非公開審議の対象となりますのは、図書の背景がグレー表示になっている部分のみというご理解をお願いいたします。それ以外のグレー表示されていないところでの希少種の情報については自由にご発言いただいて結構ですので、よろしくをお願いいたします。

それでは、説明に入ります。

本案件は、昨年10月と11月に配慮書についてご審議をいただき、12月に知事意見を述べたところですが、今月上旬に本方法書が送付され、本審議会には7日付で諮問させていただいております。現在、縦覧が行われており、3月20日まで一般意見を募集しているところです。

本日は、図書を用い、配慮書からの事業計画の変更点や影響が予測される環境要素に関する事業区域の地域特性の概要などについてご説明いたします。

早速ですが、図書の3ページをごらんください。

中ほどに発電所の出力等の記載がございますが、出力は最大20万1,600キロワット、発電機の本数は48基となっております、配慮書からの変更はございません。

次に、4ページ以降に対象事業実施区域が図示されております。

国の通知に従いまして、方法書では風力発電機の配置案が示されております。

5ページの図の真ん中ほどにピンク色で一般国道が示されておりますが、国道の北側の発電機の設置予定の区域はえりも町の町有牧野、国道の南側は民有地であると聞いております。

1枚めくっていただきますと、衛星写真となっております。

こちらの衛星写真で確認する限りでは、風力発電機のほぼ全てが牧草地に見える部分に設置されるように見受けられます。

次に、10ページ以降ですが、区域の概況をあらわす写真が何点か掲載されております。

大きく飛びまして、402ページをごらんください。

方法書の事業区域として、右のページが配慮書での事業実施想定区域となっております。配慮書区域と比較しますと、方法書での区域は、北側や東西側を中心に若干スリムになり、また、西側の川沿い部分を除外したり、中央部分に中抜けがあるなど、区域の絞り込みが行われております。

絞り込みの理由については401ページに記載があります。

理由として2点が挙げられておりまして、風車の配置計画に当たり、1点目として、工

事の可能性のある地域を除いて可能な限り保安林や自然植生を除外したこと、2点目として、住宅等から500メートルの離隔距離を確保したことを挙げております。

次に、405ページをごらんください。

事業者は、可能な限り保安林や自然植生を除外したと記載しておりますが、ごらんのとおり、方法書段階でも、風車の設置予定はないものの、保安林や自然植生が区域に含まれる状況となっております。

続きまして、本事業区域の地域特性についてご説明いたします。

58ページをごらんください。

配慮書のご審議の際にもご説明しましたが、環境省は風力発電立地検討のためのセンシビティマップを公開しておりまして、本事業区域は注意喚起レベルA3及びBのメッシュに含まれております。

71ページをごらんください。

動物の注目すべき生息地としてIBA及びKBAが存在しますが、区域の中には含まれておりません。

85ページをごらんください。

先ほどもご説明しましたが、方法書の区域段階でも植生自然度9が区域内に含まれております。

95ページをごらんください。

事業区域の内部及び周囲にはごらんのような主要な眺望点が分布しております。この図では、百人浜がポイントで示されておりますが、実際には南北に長く続く砂浜であり、位置によっては風車が大きく見えるところもあろうかと思えます。

99ページをごらんください。

人と自然との触れ合いの活動の場ですが、ごらんのとおり、フットパスの一部が区域内に含まれており、影響が懸念されるところでございます。

112ページをごらんください。

水道水の取水地点とその集水域が示されておりますが、ごらんのとおり、事業区域内には水道水の集水域は含まれておりません。

121ページをごらんください。

事業区域と住居や配慮施設との位置関係ですが、風車と最も近い住居との距離は約600メートル、最も近い配慮施設との距離は約1キロメートルとなっております。

152ページをごらんください。

日高山脈襟裳国定公園との位置関係ですが、特に南東部分はほぼ国定公園に接する形となっております。

地域特性のご説明は以上となります。

次に、環境影響評価の項目及び手法についてご説明いたします。

243ページをごらんください。

表のグレー表示の項目は、国の省令における参考項目ですけれども、その多くに丸がついていますので、これらについては環境影響評価を行うとしていますが、一部に丸がついていないものがございます。丸をついていない項目を非選定とした理由が247ページに記載されております。

非選定の項目の多くにつきましては、陸上風力のその他の多くの案件でも非選定とされているものであり、記載の理由にも合理性があるものと考えます。しかし、一番上の振動につきましては、図書の説明によりますと、振動レベルを仮定し、約500メートル離れた地点の振動レベルを算出した結果、20デシベル未満だったことを根拠に影響は極めて小さいとしておりますが、この非選定の理由が妥当なのかどうか、今後、質疑応答の中で確認していく必要があるものと考えております。

248ページをごらんください。

こちらのページ以降には専門家ヒアリングの結果が記載されておりますが、本事業区域周辺では多くの希少動物の生息情報があることを背景に、さまざまな分野への専門家への聞き取りを行っています。248ページはコウモリ、249ページは猛禽類について2名から、250ページではタンチョウとシマフクロウの専門家から聞き取りを行っています。特に、シマフクロウの専門家からは調査手法に関する具体のコメントがなされており、本方法書ではそれらを踏まえた調査手法を採用するとしております。

253ページ以降は、調査、予測及び評価の具体的な手法の記載となっております。多くの項目につきましてはほかの風力案件と共通の一般的な手法が示されておりますが、今後の質疑応答を通じ、調査地点の設定や調査努力量の妥当性等について確認していくこととなります。

ここで動物の調査に関しまして若干ご説明いたします。

288ページをごらんください。

表の真ん中よりやや上ですが、コウモリにつきましては音声モニタリング調査を実施するとしております。この調査自体については、この後にご審議いただく2件の準備書でも実施しているように、最近の案件では特段珍しいものではございません。ただ、その調査結果につきましては、案件によって影響の予測や保全措置の検討に効果的に活用できていないものもありますので、本事業につきましても調査実施後のデータの解析や活用に関する考え方を本方法書時点においてあらかじめ事業者を確認しておく必要があるかと考えております。

また、289ページにはシマフクロウに関する調査手法が記載されており、これらは先ほどの専門家コメントを踏まえたものとなっております。

最後になりますが、325ページをごらんください。

生態系に関する注目種選定結果が記載されており、上位性にはノスリを、典型性にはタヌキを選定しております。これらの種につきましては現地の状況により変更する可能性もあるとのことですが、現地調査実施前の方法書に注目種を掲載するのは経済産業省の環境

審査顧問会での指導を受けてのものとして聞いております。しかし、他の案件でも多いのですが、注目種の選定の経緯が非常にわかりにくいものが増えておりますので、本方法書についても、仮の選定ではありますが、質疑応答を通じて選定根拠の合理的な説明を求めていきたいと考えております。

以上、雑駁ではありますが、本方法書の概要説明となります。

なお、本方法書に係る質疑応答につきましては、まずは事務局から1次質問を提示することとし、委員からのご質問につきましては次回の審議の後にお問い合わせの予定でございますが、それ以前に何かお気づきの点がございましたら、随時、事務局までお知らせくださいますよう、よろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご意見やご質問をお願いします。

○隅田委員 きょうの一番最初の幌延の案件でも海のそばにたくさん建つというものでしたが、これも図書の9ページを見ると海岸近くに比較的たくさんの発電機が建つことになっていますね。

今まで気がつかなかったのですけれども、これまでは風力発電は日本海側の案件が多く、太平洋側は少なかったと思うのです。気になって調べてみたら津波浸水予測図が公開されていて、北海道の南東側が地震の発生源になるという想定がされています。

例えば、図書の9ページを見ますと、海岸近くに8基ぐらいありますが、その地図では津波が10メートルぐらい来るとありました。それで倒れることはないと思いますけれども、例えば塩水に浸かることによってその後に影響が出るのかなど、そういうことを考慮されているかについてお聞きしていただきたいと思います。

○事務局（車田主査） ただいまのご発言の趣旨を踏まえた質問をさせていただきます。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○岡村委員 前の議論でも出ていましたけれども、この段階でも植物の外来種に関する記述が全くないという状況なので、しっかり情報収集をするように質問してください。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、非公開審議について確認させていただきます。

委員の皆様から希少種に関してご質問やご意見がある場合は挙手をお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、本議事につきましては非公開審議を行わないことといたします。

これで終了させていただきますが、質問等を受け付けるのですか。

○事務局（車田主査） 次回の審議の後に正式にご依頼させていただきますが、何かお気づきの点があれば、随時、お寄せいただければと思います。

○池田会長 この案件は、配慮書から方法書まで非常に短期間で出てきましたので、配慮書の段階で答申した内容に対してどの程度検討していただいているかについてはご検討を

よろしくお願いいたします。

ここで5分間の休憩をとらせていただきます。

[休 憩]

○池田会長 それでは、再開いたします。

次に、議事（４）移ります。

議事（４）は、本日２回目の審議となります（仮称）江差風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

事務局から、１次質問とその事業者回答の報告をお願いいたします。

○事務局（小峰主査） 本事業の概要については、前回の審議会でご説明させていただいたところですが、前回欠席の委員がおられますことから、再度、図書により事業の概要を説明させていただきます。

図書は２分冊となっておりますが、薄いほうの２分冊１の１１ページをごらんください。

対象事業実施区域は、江差町内の山間に位置しています。

本事業は平成１４年から運営されている江差風力発電所の更新事業ですが、図のだいたい色の丸印が既存風車の位置、赤色の丸印が新設風車の予定位置で、２８基の既存風車を撤去した後、７基の新設風車を既存とは別の位置に設置する計画となっております。また、既存風車の撤去、新設風車の設置とも全て既存の道路を活用して行うとのことで、区域の北西側の端にあるWT－１地点についても区域境界沿いを通る既存道路からのアプローチが可能とのことです。

次に、２９ページをごらんください。

上の表では、１基当たりの定格出力は既存風車の７５０キロワットから３，４００キロワットに増加しますが、総出力は２万１，０００キロワットで、更新前と変わらない計画となっております。また、新設風車の外径は左下の図のとおりで、ローター直径は１２０メートル、最高高さは１５０メートルから１５５メートルとなり、右下の図の既存風車と比べると、ローター直径で２．４倍、最高高さで１．５倍ほどに大きくなる計画となっております。

次に、２分冊の２に移っていただきまして、８１９ページをごらんください。

図にだいたい色の帯がありますが、方法書段階の風車の配置位置を示したものになりまして、既存風車ヤードなどがあって植生自然度の余り高くない区域中央から東寄りにかけてではなく、植生自然度の高い西寄りの位置を中心に配置する計画としておりましたが、現地調査の結果、図のだいたい色の丸印のエゾイタヤなどの大径木や黄緑色の帯で示されている植生自然度９のヒノキアスナロ群落の位置が判明し、その一部が方法書段階の風車配置位置と重なっていたことから、準備書段階では、これらを回避し、黄色のますの赤色の丸の位置に風車を配置する計画に変更したとのことでございます。

事業の概要の説明は以上とさせていただきます。

ここからは、1次質問とその事業者回答の説明に移りますので、資料3-1と資料3-2をごらんください。

時間の関係で主なものを抜粋して説明させていただきます。

まず、資料3-1の1ページをごらんください。

質問番号2-4です。

新設風車の全てが既存風車と異なる位置に設置される計画となっていることについて、既存風車と同位置に配置し、既設ヤード等を再利用することで土地改変面積を減少させ、影響をより低減できる可能性があることから、別位置配置とした理由などを尋ねました。これに対して、新設風車は既存風車とは諸元や基数が異なるため、適正配置は必ずしも既存の位置と一致しない、配置の検討に当たっては、風況、既存道路の位置、大臣勧告、知事意見を踏まえ、現地調査結果から既存風車と異なる位置への配置とした、また、新設風車は既存道路からアクセスが可能な既存風車近傍に配置する計画としたため、既存風車の撤去工事後に新設風車の設置工事に着手する計画としたとのことです。

なお、回答のとおり既存風車を撤去した後に新設風車を設置するのであれば、既存風車位置に新設風車を設置することも可能であり、また、各既存風車の位置が適切配置とならない具体的な理由が不明ですので、2次質問で確認したいと思っております。

4ページをごらんください。

質問番号6-9です。

最寄りの主要な眺望点である元山からの眺望景観への影響の回避、低減について、客観的な評価を求める方法書段階の知事意見への対応に関するもので、聞き取り調査などによる既存風車の視覚的印象の把握が行われていないことから、現況から既存風車を除いたフォトモンタージュの作成による適切な評価を求めました。これに対して、既存風車は地域の計画構成要素として認識されていると考えることから、既存風車が設置される前の状況との比較は行わず、既存風車設置時の現況と将来のフォトモンタージュ、垂直見込角の比較により変化の程度を予測する手法が適切とのことで、現況から既存風車を除いたフォトモンタージュの作成については否定的な回答となっております。

ここからは、調査、予測、評価の結果に関する事項の説明になります。

まず、騒音に関することです。

6ページをごらんください。

質問番号9-5です。

残留騒音から既存風車による騒音の除外処理を行っていないことについて、現地調査時に既存風車による騒音の影響がないことをどのように確認したのかを尋ねました。これに対して、測定マニュアルに基づき、現地で録音した実音により特定騒音を確認しているが、調査地点において既存風車の稼働による騒音の影響は確認されなかったとのことです。

次に、動物に関することです。

7ページをごらんください。

質問番号12-8です。

対象事業実施区域で希少猛禽類のハチクマの営巣が確認されていることについて、営巣地の拡大表示、営巣地から直近の改変区域までの距離、工事車両走行ルートまでの距離の図示を求めたところ、別添資料の提出がありましたので、ここで資料3-2の16ページをごらんください。

この図によりますと、営巣地から見て北東側にある最寄りの新設風車ヤードまでの距離は約200メートル、営巣地から見て南西側にある最寄りの既存風車の撤去地点までの距離は約100メートル、営巣地から見て西側を通る最寄りの工事車両走行ルートまでの最短距離は約90メートルと、いずれも近距離となっており、ハチクマの営巣への影響が懸念される場所です。

資料3-1に戻っていただきまして、8ページをごらんください。

質問番号12-18です。

死体探索調査において対象事業実施区域内の4カ所で4個体が確認されたヒナコウモリのブレード・タワーへの接触等による影響予測に関するもので、フェザーモードを実施することから本事業の実施に伴う影響は小さいと予測していることは、既存風車ではフェザーモードを実施していなかったためにバットストライクが発生した可能性が高いということかどうかを尋ねました。これに対して、既存風車についてはフェザーモードを実施しておらず、現地調査結果で確認された死体はバットストライクの可能性も考えられるが、死亡原因の特定には至っていない、フェザーモードの効果については事後調査において確認するとのことでした。

10ページをごらんください。

質問番号12-29です。

ハチクマに関する環境保全措置として、人工代替巣の設置を予定していることについて、その設置時期や設置位置などの説明を求めたところ、別添資料の提出がありましたので、資料3-2の20ページをごらんください。

人工代替巣の設置時期については工事着工前の11月ごろを予定しており、設置位置についてはオオタカの営巣に関する文献情報を参考に、21ページにあるとおり、図の緑色の円で示された営巣中心域付近で、かつ、赤色の点線の円で示された新設風車から半径300メートル以内の範囲を避けた水色の円で示された範囲で予定しているとのことでした。

資料3-1に戻っていただければと思います。

植物に関することです。

12ページをごらんください。

質問番号13-4です。

対象事業実施区域とその周辺で、オオハンゴンソウ、フランスギクなどの侵略的外来種が確認されていることについて、新設風車の設置や既存風車の撤去に伴い、分布域の地表

が攪乱されることから侵略的外来種の拡散防止対策をどのように講じるのかを尋ねました。これに対して、オオハンゴンソウ、フランスギク、ハリエンジュの拡散防止対策として、種子の生産時期等に考慮し、できる限り除去する、工事中は外部から種子を持ち込まないよう、工事車両のタイヤの洗浄等を行うとのことでした。

次に、質問番号13-10です。

改変区域内で1カ所、2株のサルメンエビネが確認され、回避、低減ではなく、移植という代償措置が採用されていることについて、方法書段階での知事意見では、植物の生育地の改変を避けるなど、影響の回避を最優先にすることを求めていることから、改変区域から除外できない理由を尋ねました。これに対して、新設風車は既存道路からアクセス可能な既存風車近傍に配置する計画としたことから、対象事業実施区域内でサルメンエビネが確認された19カ所のうち、1カ所が改変区域内に該当している、これについては施工の段階で極力改変を避けるよう努めるものとし、やむを得ない場合の措置として移植を検討するとのことでした。

なお、サルメンエビネの確認地点以外にも既存道路からアクセス可能な既存風車近傍の場所が存在しており、改変区域から除外できない具体的な理由が不明ですので、2次質問で確認したいと思っております。

以上で説明を終わらせていただきますが、委員の皆様にはこの後2次質問の依頼をさせていただきたいと思っております。追加のご質問などがございましたら、お忙しいところ、期間が短く、恐縮ですけれども、今月末の2月28日木曜日までに事務局へお寄せいただきますようお願い申し上げます。

では、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆様方からご質問やご意見をお願いいたします。

○佐藤委員 資料3-1の6ページの質問番号9-7から質問番号9-9についてです。

質問番号9-9に環境基準を超過していると出てきます。質問番号9-7では、みずから地域指定をし、目標値を定めたとしているにもかかわらず、環境基準を超えているということでした。

その回答には、車の数がふえるのは限定的であり、期間が限られるということで、極力その日程を短くしてということが書かれていますけれども、やはり、建設工事ですから、恐らく計画どおりに進むことはなく、途中で計画変更するというのは当たり前のようにあると思います。

また、速やかな施工の完了によりというのは、環境基準を仮に守っていたとしても負荷がかかってくるわけですから、その上でこう言うのであればわかるのですが、環境基準を超えていながらこういうことを言うのはおかしい気がします。

ですから、環境基準を下回るためにもっと考えてほしいということをお願いいたします。

次に、質問番号9-12の振動についてです。

予測結果の評価において、振動感覚閾値の比較は考えていないということですが、騒音というのは、許容値というものがあり、環境基準に示されている何デシベルであればまあいいでしょうということになるかも知れませんが、振動については感じてはだめというのが一般的な考え方です。そういうことから、感じるかどうかの境目である閾値との比較は一般的にもやられていますので、やっていただいたほうがいいのではないかと思います。

○事務局（小峰主査） 騒音につきましては、環境基準が設定されていない地域ではありますけれども、事業者が自ら基準を設定し、これに配慮するということですので、ご指摘のとおり、基準をクリアするためにどのように環境保全措置を講じていくのかについて、2次質問で質問をしたいと考えております。

また、振動につきましても、一般的に、ほかの案件でも振動感覚閾値による予測、評価が行われておりますので、そのことも踏まえ、2次質問で事業者の確認をしたいと思えます。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

○岡村委員 12ページの質問番号13-4についてです。

侵略的外来種について質問し、回答がありますけれども、もう一つ大事な質問は、既存風車の建設に伴って改変区域がかつてはできたわけです。そこに侵略的外来種が新たに入ってきているのかどうかを確認していただきたいと思えます。

質問番号13-2では、侵略的外来種を確認し、位置などを記録をしたとあるので、かつての地表改変と侵略的外来種の関係がどうなっていたかをぜひ明らかにするように質問してください。

○事務局（小峰主査） 今のご指摘の内容を踏まえ、侵略的外来種について2次質問で事業者の確認したいと思います。

○池田会長 そのほかはいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○池田会長 それでは、このほかに追加質問がありましたら、2月末日までに事務局へお願いいたします。

それでは、議事（5）に移ります。

議事（5）は、本日4回目の審議となります（仮称）留寿都風力発電事業環境影響評価準備書についてです。

事務局から、3次質問とその事業者回答の報告、関係市町村長の意見、答申文（案）たたき台の説明をお願いいたします。

○事務局（車田主査） まず、資料4-1は3次質問及び事業者回答になりますが、後ほど審議いただきます答申文（案）たたき台に関するものを中心にかいつまんでご説明いたします。資料4-2につきましては、必要に応じ、別途ご確認いただければと思います。

それでは、資料4-1の35ページをごらんください。

質問番号7-40です。

本事業の区域は、これまでの手続の過程で大きな変更を伴ってきましたが、特に準備書で拡張された北東部については動物の調査地点やルートが設定されていないか、設定されていたとしても春や夏などの1回の調査にとどまっていたことが明らかとなりました。

そこで、3次質問では、当該拡張区域付近で調査を必要としなかった理由や1季のみの調査の妥当性について質問をしました。これに対して、区域の東側と西側は連続的につながる環境であるため、追加調査の必要はないと考えていたが、指摘を踏まえ、夏季、秋季に哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び昆虫類の追加調査を実施するとの見解が示された一方、コウモリ捕獲調査についてはトラップを運び入れにくい場所である、クマゲラ調査については風車設置位置をもれなく踏査しており十分と判断している、ザリガニ調査については生息が考えられないとの理由により、当該区域での追加調査実施の意思は表明されておりません。

40ページをごらんください。

質問番号8-9です。

工事車両走行に伴う騒音に関するもので、本事業による増分が8デシベルから9デシベルと大きいことに関し、1次回答では実効性のある環境保全措置として車両の速度制限の設定が提示され、2次回答では環境基準を満足できる具体的な速度は時速40キロメートルであるとの見解が示されていました。

そこで、3次質問では、速度制限の徹底の方法を聞くとともに、保全措置の不確実性を指摘しました。これに対して、定期的に会議等を行い、工事関係者へ周知徹底する、工事中の騒音の確認を行うとの見解が示されております。

最後に、87ページをごらんください。

質問番号14-5です。

1次質問及び2次質問において、観光客等へのアンケート調査で方法書配置と準備書配置を比較したことの妥当性の説明を求めたところ、最新の準備書配置がどの程度影響の低減を図ることができているかを把握するため、他の配置への印象との比較の観点でも検討した結果であるとの見解が示されました。

そこで、3次質問では、①として、方法書配置からの低減の程度を把握する目的なのであれば、両者のフォトモンタージュを並べてどの程度の低減が図られているかを直接聞いたほうが明確な結果が得られたのではないかと指摘し、②として、被験者の3分の1程度は両者を比較して回答していること、また、方法書配置のアンケートは準備書配置を見た後の印象であり、結局は準備書配置をベースに比較した結果であることを考慮すると相対的に基数の少ない準備書案の印象のほうがよくなる傾向にあったのは当然であり、その結果を評価の用いることは適切ではないのではないかと指摘しました。これに対して、①については、基数の違いがわかりやすい地点の場合は基数の違いに印象が大きく影響される

ことがあると思われ、準備書配置がどのような印象であるかを聞き取るため、それぞれの印象を聞き取る方法を採用した、②については、準備書配置と方法書配置は、基数だけではなく、水平方向の広がりの違いがあり、必ずしも準備書配置のほうがよいという前提で調査を実施したわけではなく、あくまでも結果として準備書に掲載した内容になったものと認識しているとのことです。

3次質問及び事業者回答に関するご説明は以上となります。

続きまして、ご説明の都合上、資料の順番を逆にし、資料4-4から先にご説明いたします。

資料4-4は、答申文（案）たたき台です。

これまでのご審議におけるご指摘やご意見を踏まえ、また、この後ご説明いたします関係市町村長意見を勘案して整理しております。

まず、前書き部分ですが、従来どおり、1段落目では事業概要を、2段落目及び3段落目では対象事業により懸念される影響を述べ、3段落目では、知事意見に真摯に対応し、環境影響の回避、低減を図ることを求めています。

続いて、1の総括的事項です。

(1)は、準備書の不備についての指摘です。

まず、アですが、本審議会での指摘により明らかとなった植生図の不備に関するもので、現存植生図は動植物相に対する影響の予測の基礎となる重要な情報ですが、一部の植物群落区分が現状と異なっていることを指摘した上で、追加の現地調査を実施するなどにより正確な植生図を作成し、動植物、生態系に対する影響について改めて予測、評価を実施することを求めています。

次に、イですが、既存道路拡幅に伴う改変に関する情報が図書に記載されていない不備に関するもので、既存道路の改変区域が示されておらず、水の濁り、動物等に対する影響が不明であるほか、建設機械の稼働による大気質、騒音及び振動については、環境影響評価項目の選定に当たって拡幅工事の影響が考慮されていないことを指摘し、拡幅工事による影響を考慮した上で項目を適切に選定するとともに、当該工事に伴う影響について改めて予測、評価を実施することを求めています。

最後に、ウですが、ア、イ以外にも誤記などの不備が多数認められることから、記載内容を十分に精査し、適正な内容に是正することを求めています。

(2)は、準備書における環境影響評価の妥当性についての指摘であり、最近のほかの準備書案件と同じ文章ですので、説明は省かせていただきます。

(3)は、調査不足の是正を求めるものです。

本事業では、いわゆる前倒し環境調査が行われており、当該調査を行う際は、必要に応じ、適切な軌道修正が求められるものですが、本事業では、特に方法書から準備書に至る過程で拡張された東側の区域を中心に動植物及び生態系に関する調査項目の多くで調査不足が見られることを指摘した上で、当該区域での追加調査を実施することにより必要十分

な情報を収集し、改めて予測、評価を実施することを求めています。

なお、この後にご説明しますが、調査不足に関しては、この意見の最後の段落のとおり、個別的事項でも具体の指摘を再度しております。

(4) は、地域住民等との相互理解の促進に関するものです。

前回のご審議の際にご報告しました公聴会のほか、事業者に対して提出された一般意見でも明らかなように、また、この後にご説明いたします市町村長意見でも指摘されているように、地域活動への影響や健康被害等を懸念する意見が多数認められていることを踏まえたものでございます。

まず、前段では、事業区域及びその周辺は特筆すべき自然景観等を観光資源とする温泉やリゾートのほか、ジオパークなど、すぐれた自然環境を背景にさまざまな経済・文化活動の場となっており、こうした活動への影響に加え、施設の稼働に伴う健康被害等を懸念する意見が多数認められていることを指摘した上で、後段では、こうした地域特性や意見を十分に踏まえ、地域住民や関係団体等の不安が払拭されるよう、情報提供や意見聴取の機会を積極的に設けるとともに、疑問等に対しては丁寧かつわかりやすく説明し、また、意見等に対しては誠意を持って対応することなどにより地域住民等との相互理解の促進に努めることを求めています。

(5) の評価書の作成に当たっての留意事項及び(6) の準備書の公開に関しましては、ほかの準備書案件と同様の文章ですので、省略させていただきます。

続きまして、2の個別的事項です。

まず、(1) の騒音及び超低周波音ですが、2点ございます。

1点目のアは、工事用車両の走行による騒音に関するもので、事業実施により住居付近の騒音が8デシベルから9デシベル増加し、著しい影響が懸念されるため、車両速度制限などの環境保全措置を検討した上で改めて予測、評価を実施するとともに、工事中の騒音レベルを監視し、必要に応じ、追加の環境保全措置を講じることを求めています。

次に、イですが、騒音等に関する苦情があった場合の対応について、評価書にはより具体の対応内容を記載することを求めるものです。

読み上げますと、本準備書では、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音の評価において、地元住民等から苦情があった場合は苦情者からのヒアリングや原因調査を行うなどの対応策が記載されているが、「(仮称) 留寿都風力発電事業環境影響評価準備書についての意見の概要と当社の見解」では、風車が原因と判断された場合の環境保全措置や関係市町村との協定締結など、より具体的な対応内容が示されていることから、評価書ではこれを反映させた対応策を記載することとしております。

続きまして、(2) の動物です。

まず、アですが、総括的事項でも指摘した調査不足への対応を求めるもので、前段部分で不足の内容を具体的に示した上で、後段では、特に北東端部を中心に動物相が十分に把握できていない可能性があり、当該区域周辺の動物に対する影響の予測及び評価結果の妥

当性が確認できないことから、追加調査を実施することにより、必要十分な情報を収集した上で改めて予測及び評価を実施することとしております。

次に、イですが、本事業では、コウモリの音声モニタリングの調査の結果を予測及び評価に全く活用していない点について、影響を予測する上で重要なデータとなり得るものであることを指摘した上で、有識者等の助言を得るなどしながら、当該調査結果を有効に活用し、改めてブレード回転域における飛翔の状況を踏まえた予測及び評価を実施することを求めています。

次に、ウですが、事業区域のほぼ全域がIBAに含まれていることを踏まえ、方法書に対する知事意見では、IBAの選定経緯を踏まえ、適切に調査し、重要な生息地への影響について評価することを求めているにもかかわらず、準備書では記載がないことから、改めてIBAに対する影響の適切な予測、評価の実施を求めています。

次に、エですが、バードストライク及びバットストライクの事後調査に関する手法の妥当性の確保及び重大な影響が確認された場合の環境保全措置の実施を求めるもので、従来の準備書案件と同じですので、具体的な説明は省略させていただきます。

続きまして、(3)の植物です。

動物と同じく、調査不足への対応を求めるもので、区域が拡張された北東端部では、植生調査及び外来種調査が実施されておらず、また、植物相調査は春季に1回実施されているのみであると、不足の内容を具体的に指摘した上で、後段では、当該区域周辺の植物に対する影響の予測及び評価結果の妥当性が確認できないことから、追加調査を実施することにより、必要十分な情報を収集した上で改めて予測、評価を実施することを求めています。

続きまして、(4)の生態系ですが、3点ございます。

まず、アですが、注目種選定の基準や理由が明確ではなく、予測、評価の妥当性が確認できないことから、選定基準を見直し、理由や根拠を明確にした上で注目種を選定し、必要に応じ、改めて影響の予測、評価を実施することを求めています。

次に、イですが、従来案件と同じもので、事業実施により侵略性の高い外来植物の分区部拡大により重要な動植物種や生態系への影響が懸念されることから、実効性のある拡散防止策を講ずるとともに、その効果を確認しながら、必要に応じてさらなる対策を実施することを求めています。

次に、ウですが、動物、植物と同じく、調査不足の是正を求めるものですので、説明は割愛させていただきます。

最後に、(5)の景観です。

景観につきましては、本審議会でもたくさんのご指摘をいただきましたように、多くの問題点があることから、従来の案件より非常にボリュームも多くなっております。

まず、アですが、最初の三つの段落で方法書知事意見で実施を求めた聞き取り調査の手法に関する問題点を具体的に指摘しています。

最初の段落では、方法書配置案と準備書配置案のフォトモンタージュを提示して印象を聞き取り、結果の取りまとめに当たっては、両配置案に対する回答を比較するという調査手法が妥当とは言いがたいこと、次の段落の「また」以降では、観光客等を対象とした聞き取り調査結果については、地点ごとの個別の結果が示されておらず、眺望点のそれぞれに対する影響の程度が確認できないこと、「さらに」以降では、住民への聞き取り調査について、2町村の各1地点のみで、被験者数も合計31人とどまり、留寿都村の調査地点では風車が全く視認できない地点のフォトモンタージュを用いており、地域住民の意見を十分かつ偏りなく収集できていない可能性があることをそれぞれ指摘しております。

それらの指摘を踏まえ、4段落目では、評価書では、聞き取り調査の手法、地点数及び被験者数などの妥当性を客観的に説明することとし、それができない場合は他の適切な手法により十分な調査地点数や被験者数を確保できるよう、改めて聞き取り調査を実施し、主要な眺望点ごとの影響の程度を明らかにすることを求めています。

次に、イですが、準備書のフォトモンタージュについては、四季を通じていないものや見えやすさなどが最大とは思えないもの、また、実際の視覚的印象より小さく感じるものがあるなど、方法書知事意見で求めていた適切なものとなっていないことから、当該知事意見を十分に踏まえ、改めて調査、予測、評価を実施することを求めています。

最後に、ウですが、まず、前段では、事業区域の周辺は特筆すべき景観資源を有しており、それを観光資源とした国内でも有数の観光地となっており、景観への影響について特に配慮が必要な地域特性を有していることを指摘した上で、聞き取り調査の手法やフォトモンタージュの作成が適切とは言えないことを再度指摘しております。

これを受けまして、後段では、事業者に対し、本地域が景観上重要な地域特性を有していることを十分認識すること、専門家に加え、地域の景観価値を熟知している関係市町村の意見を改めて聞くこと、上記のア、イを踏まえ、客観的に調査、予測、評価を実施し、影響の回避または低減について最大限努めることを求めています。

答申文（案）たたき台のご説明は以上となります。

続きまして、資料4-3をごらんください。

本準備書に対し、関係5市町村長から多岐の項目にわたり非常に多くのご意見をいただいておりますことから、本資料では、ご意見を写し取った上で、ポイントにアンダーラインを引き、それが先ほどご説明しました答申文（案）たたき台のどこに反映されているかを右の欄で整理しております。

いただいた意見書そのものの写しは4枚目以降にとじております。

まず、留寿都村長のご意見です。

前書き部分及び総論の3は、住民の懸念が払拭されていないことへの指摘や住民への丁寧な質問を求める意見ですが、これらは先ほどご説明しました総括的事項の（4）に反映しております。

総論の1は、関係法令等に基づく適切な環境影響評価の実施を求めるものですが、本事

業の過去の手続に不適切な面は特に認められないことから、参考意見として承っております。

総論の3は、適切な調査、予測、評価及び事後調査並びに効果的な環境保全措置の実施を求めるものですが、総括的事項の(2)に反映しております。

個別事項の1の1点目は、低周波音被害について、有識者ヒアリングの実施を求めるものですが、準備書には、苦情等があり、風力発電機が原因であることから判明した場合には、専門家等の助言を踏まえ、対策を図ると明記されておりますので、本意見については参考として承っております。

2点目の住民への丁寧な説明については、先ほどと同じく、総括的事項の(4)に反映しております。

2ページをごらんください。

2の水環境ですが、1点目として、融雪水による濁水により想定しなかった課題が判明した場合の追加的な環境保全措置を講じることを、2点目として、土砂流出防止柵については、積雪による耐久性にも考慮することをそれぞれ求めるものですが、1点目については、融雪水の量は予測に当たり設定した降雨条件と比較し、わずかであることや、QアンドAにおいて除雪などの融雪水対策を実施するとの回答が示されていること、2点目については、同様に、QアンドAにおいて、積雪等にも考慮した仕様を検討するとの回答が示されていることから、ともに参考意見として承っております。

次に、3の動物です。

二つありまして、前段は鳥類の生息環境の減少、採餌場の消失、移動経路の阻害についての評価の実施を求めるものですが、準備書には当該意見に対応した内容となっているものと考えまして、参考意見として承っております。

また、後段のバードストライクに関する事後調査については、個別的事項の(2)の動物のエに反映しております。

最後に、4の景観の実際の視覚的印象を反映した季節ごとのフォトモンタージュを用いた影響の評価については、個別的事項の(5)の景観のア及びイに反映しております。

続きまして、喜茂別町長のご意見です。

1点目の騒音、振動及び低周波音について、地域住民の生活への配慮を求めるご意見ですが、騒音等につきましては、個別的事項の(1)のイに反映しておりますが、道路交通振動につきましては、感覚閾値を下回るとの予測結果が示されておりますので、ここでは参考意見として承っております。

3ページをごらんください。

2点目の工事用資材の輸送交通量に関するご意見についてですが、人と自然との触れ合いの活動の場である喜茂別町民公園へのアクセスの交通量に関するご意見と思われませんが、交通量の増加の程度からはアクセスを阻害するおそれは小さいと考えられることから参考意見として承っております。

次に、伊達市長のご意見です。

(1)の調査、予測及び評価の手法については総括的事項の(2)に、(2)の地域住民等の理解については総括的事項の(4)にそれぞれ反映しております。

次に、洞爺湖町長のご意見です。

1の低周波音の人体に対する影響は、風力発電機のパワーレベルデータに疑問を抱いている方がいることを踏まえ、住民等の理解促進のため、基礎データの公表を求めますが、影響の予測、評価に当たっては、機器等の諸元が明らかにされれば特にメーカー名とは明らかにする必要はなく、また、QアンドAにおいても、事業者から評価書前に説明会で公表する予定との回答が示されていることから、参考意見として承っております。

ご意見は次のページにも続いており、この結論としましては、一般意見に対する事業者見解で示された苦情の原因が本事業にあると判断した場合の具体的な対応策を計画に明記することを求めるというものですが、こちらについては、先ほどもご説明しましたとおり、個別的事項の(2)騒音等のイに反映しております。

次に、2の野生動植物の生態系への影響の1点目は、IBAについては広範な意見集約の上、影響回避の判断を行うことを求めるものですが、有識者からの科学的知見の聴取については総括的事項の(2)に、IBAに関する予測、評価については個別的事項の(2)の動物のイに反映しております。

2点目は、ヒグマの動向を把握した上での影響の低減、さらには、運用後に人里へのヒグマの出没が確認された場合の対処法を計画に追加することを求めますが、当該地域において、ヒグマの生息状況に特異的な事象が生じているといった情報もなく、また、人里出没と風力発電事業との因果関係について判断している科学的知見は、少なくとも現時点において確認できておりませんことから、参考意見として承っております。

5ページをごらんください。

3点目は、重要な自然環境のまとまりの場に関するものですが、意見の対象である留意事項というのは、準備書に再掲された配慮書に記載されていたものであり、絞り込みにより保安林等は一定程度除外されていることなどから、参考意見として承ることとしております。

なお、動植物、生態系の調査不足については総括的事項の(3)ほかに反映しております。

3は、景観に対する影響についてです。

いずれも調査手法の是正を求めた個別的事項の(5)の景観のアに反映しております。

最後に、4のその他の町に寄せられている意見です。

1点目は、次のページにまたがりませんが、自治会から計画中止を求める決議書が提出されたことなどの説明となっておりますが、これらについては住民等の懸念が払拭されていないことを指摘した総括的事項の(4)に反映しております。

2点目は、洞爺湖温泉街から可視化できない計画への変更を求めるものですが、地域の

景観価値を熟知する関係市町村の意見を改めて聞くことを求めた個別的事項の（５）の景観のウに反映しております。

また、ご意見の最後の部分については、町の立場を表明するご意見であり、参考意見として承っております。

最後になりますが、壮瞥町長のご意見です。

（１）は前書きです。

（２）の１点目の住民の不安が払拭されていない現状の指摘、２点目の支笏洞爺国立公園に位置することなどの地域特性について認識を改めるご意見については、いずれも総括的事項の（４）に反映しております。

以上、長くなり、申しわけございませんが、資料のご説明となります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、ただいまの説明につきまして、どの事項からでも構いませんので、委員の皆様からご質問やご意見をお願いいたします。

○佐藤委員 資料４－３の洞爺湖町長からのご意見にもあるパワーレベルデータに対して、住民が疑問を持っているということですね。読みますと、メーカーがまだ決まっていないということが書かれていますけれども、メーカーが決まっていなくてパワーレベルが示されないというわけではないのですか。パワーレベルが違ってしまうと計算値も違ってきますよね。

よくわからないのですけれども、規模などが決まったら一定になるというものがあるのであれば、これで説明がつくかもしれませんが、もしおわかりでしたら教えてください。

○事務局（竹澤課長） 今すぐには出せませんが、たしか、メーカー等から予定している機器の諸元を聞き取り、それをパワーレベルとして設定しているはずですが、ただ、メーカー名などは、いろいろな事情によりオープンにできないということだったかと思います。

○事務局（車田主査） 資料４－１の９ページをごらんください。

質問番号２－３４の３次回答の①で、事業者からは、風車メーカーが競合する可能性があったこと、また、メーカーが公表前の機種のため、守秘義務により事業者見解には記載しませんでしたとあります。評価に使ったデータは、メーカーの承諾のもと、公表前の情報を入手して行いましたとのこと。

ですから、データ自体はもらっているのですけれども、メーカー名等は具体的に記載できなかったという見解です。

○佐藤委員 ただ、これからもまた変える可能性があるということを考えているようですので、その段階で新たに計算し直すということなのでしょうか。

○事務局（車田主査） おそらく、そのような見解をお持ちだと思いますし、また、評価書前の説明会では、メーカー名も含めて公表する予定との見解が示されております。

○佐藤委員 もう一つです。

答申文（案）の３ページについてです。

個別的事項の（１）の騒音及び超低周波音のアのところですか。工事用車両のスピードを時速４０キロメートルに落としますとあります。しかし、時速６０キロメートルで走っているところを時速４０キロメートルにするという、それを守るのは常識的に考えにくいところですか。

ここでは、工事中の騒音レベルを監視してあるからいいのかなと思います。監視しているかどうかを信じる以外、確認することはないのですか。例えば、時々見に行くなどはあるのでしょうか。

○事務局（竹澤課長） 事業者としては、この騒音レベルの監視は事後調査として実施しますと言っております。そして、その結果については公表することになっておりますので、当然、その結果はオープンになるのですが、これをやっているかどうかの確認までは予定しておりません。

○佐藤委員 確かに、事業者の回答には事後調査と書いてあるのですが、これは工事ですよ。事後調査ということはあり得るのですか。

○事務局（竹澤課長） 事後調査の定義についてですが、工事中の事後調査と工事が終わった後の供用後の事後調査、要するに、工事が始まった段階から事業がスタートしているという考え方になりますので、工事中においても、例えば、予測の不確実性があって、著しい影響があるものなどについては、事後調査と位置づけ、その結果を取りまとめて公表することになっております。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○玉田委員 手続上のことをお聞きします。

今回は準備書ですから、道のアセス審議会の手を離れ、次は評価書になりますね。そのときは経済産業省に提出するというのでしょうか。今回出てきた答申文（案）のたたき台を見ますと、割と力が入っていると思いますし、審議会としてはここまでなのかなとは感じます。

要するに、不備を指摘したり、今後の調査、あるいは、総括的事項の（４）で、地域住民との相互理解の促進に努めることとは書かれていますが、次の評価書に向けて直してくださいという道の姿勢だという理解でよろしいのですよね。

そして、アセスの審議会自体は、事業の是非を審議するものではなく、環境の視点からこういうふうに修正すると良いと提案するものですから、できることはここまでだと思います。

ただ、私も４年間かかわっていますが、今までの経過を見ても市町村からの意見がこれだけたくさん出てきているというのは異例だと思います。それに対して、力不足のところはあるかもしれませんが、できることはここまでなのかなというのが私の個人的な意見です。しかし、これは私の意見として残していただきたいと思います。

特に、一番重たいのは、総括的事項の（４）の地域との相互理解をきちんとしてくれということをやっているところですか。こうした意見を出すということは、こちらの認識と

しては、地元との調整がまだ不十分であると考えていて、もし可能であれば、こういうことを踏まえて、今後は経済産業省として対応してもらいたい、という道側の意思表示であると考えています。いろいろと問題がある案件なのだ、こちらも真摯に向き合ってきたつもりですが、手続き上、できるところはここまでですが、問題は解決に向かっていないので、次のステップで審議していただく方に伝えていただきたいということが率直な気持ちです。

○事務局（車田主査） これは準備書ですので、この知事意見については、事業者ではなく、経済産業大臣に述べることとなります。この後、経産大臣の勧告がなされる際に、これら知事意見を十分に勘案していただければと我々事務局としても考えているところでございます。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 資料4-3の4ページの洞爺湖町の意見についてです。

この中で、関係自治体と対策等について協定を結ぶことを求めますというところまで線が引いてあり、(1)のイに反映とありますが、これは入らないということを確認いたします。

○事務局（車田主査） 資料4-3の3ページについて、個別的事項の(1)の騒音のイのところをごらんください。

あくまで、協定等を結びますというのは、法に基づいて道に提出された一般意見に対する事業者見解の中で事業者が明記しておりますので、このたたき台では、こうして書いてあるのであれば、評価書にちゃんと書いてくださいと求めるということとして、そういう意味では、答申文(案)に反映させていただいているとご理解いただければと思います。

○岡村委員 含まれているということを確認させていただきました。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○奈良委員 答申文(案)のたたき台の前文の下から3行目のところについてです。

洞爺湖などが眺望でき、これら眺望景観への影響が懸念されるという文章については眺望景観への影響が大きいと言い切っているのではないかと思います。この期に及んで、もう一歩という気がするのですが、いかがでしょうか。

○事務局（車田主査） 前文については、フォーマット化されているところがあります。第2段落、第3段落については、懸念を示し、その上で、先ほども議論になったのですが、以上を踏まえという流れにしております。

委員から影響が懸念されるでは弱いのではないかとのご指摘がありましたし、景観についての問題点が非常に大きいことは事務局としても重々承知しております。それだからこそ、資料4-3の5ページの最後の景観のウで、今までになかった記載をしております。前書きで触れているものをもう一度持ち出しておいて、非常に配慮が必要な地域特性を有しているのだということを繰り返しており、その上で、事業者に対し、そういった地域特性を有していることを認識してください、それから、関係市町村の意見を改めて聞

いてくださいということ強く求めており、こちらに反映しているということでご理解をいただければと考えております。

○奈良委員 これを見て、ああ、ここまで書いてくれたのだとは思いましたが、読んだときに懸念ではないのではないかと思ったので、言わせていただきました。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○隅田委員 今のこととの関連です。

やはり、関連市町村長から非常に強い意見が出ていて、先ほど玉田委員からも話がありましたとおり、今までとはちょっと違うなという感じがします。

総括的事項の1の(4)にも書いてありますけれども、そういうことを踏まえ、前文のところにも各市町村長からこういう意見が出ているのだということを前文の「懸念される」の後などに入れることはできないですか。

○事務局(車田主査) 実を申しますと、たたき台の検討段階において、事務局では、総括的事項の1の(4)を前文にも入れていた経緯がありました。ただ、(4)として特出しして総括的事項といたしました。ただ、委員のおっしゃるとおり、(4)の概要的といえますか、そのエッセンスを前書きに持っていくということは十分に可能ではないかと考えております。

中身はこちらで検討させていただきたいと思いますが、そういった方向性で考えさせていただきたいと思います。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

○岡村委員 私には見つけられないのですが、前文の自然度の高い植生やホソバツルリンドウという種名が出てくるのですが、この種名がなぜ出てきているのでしょうか。文献その他の資料による重要な種の中にも見当たらないのですが、どこから来たのでしょうか。

○事務局(車田主査) 図書の2分冊2の902ページ、903に出てきます。

これは、あくまで例示として挙げたものですが、902ページ、903ページには事業者が設定した重要な種の基準に合致するものとして出ております。

なお、先ほど委員がごらんいただいていたのは文献調査の結果かと存じます。

○岡村委員 これを例として選んだ理由は何なのでしょう。

○事務局(車田主査) 選定基準の③のVUということで、エゾナミキソウもあるのですが、カテゴリーのランクが高いため、例示として出させていただきました。

○池田会長 ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○池田会長 この案件では、答申文(案)では、総括的事項の(4)の地域住民との相互理解の促進、そして、個別的事項の(5)の景観のところ非常に重要なポイントになると思いますけれども、審議会としてはできるだけ意見を含めたのかなと思います。

地域住民等の中でも、健康被害等を懸念する意見が多数認められているということですが、健康被害自体は非常に扱いづらく、これといって決まった方針が出ているわけでもな

いのですが、こうした地域で心配している声を拾うということも非常に重要だと思いますし、そういう意味からも地域への配慮はできているのかなと思います。

また、景観においても、これだけの分量を使い、調査手法の観点から景観保全の問題まで、指摘できているのではないかと思います。

細かな意見はありましたが、前書きのところに各市町村長あるいは地域からの声が非常に多く挙げられているという意味合いの文章を入れることを検討するという事で対応するという事でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 それでは、そのようにさせていただきます。

その他最終的な文言修正等は私にご一任いただき、後日、知事に答申を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○池田会長 ありがとうございます。

それでは、後日、事務局と協議の上で私から知事に答申をさせていただきます。

それでは、これももちまして本日の議事は全て終了いたしました。

事務局から連絡事項がありますので、お願いいたします。

4. 閉 会

○事務局(武田主幹) 皆様、本日は、長時間にわたり、5事業についてご審議いただき、ありがとうございました。

次回の平成30年度第11回北海道環境影響評価審議会については、3月22日金曜日14時から、場所は変わらしまして、赤れんが庁舎2階1号会議室で開催する予定です。

詳細が決まりましたらご連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

○池田会長 それでは、本日の審議会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

以 上